



**IFRS<sup>®</sup>**

Sustainability

2022年3月

## 公開草案

IFRS<sup>®</sup> サステナビリティ開示基準

**IFRS S2号「気候関連開示」[案]**

**付録B 産業別開示要求**

**B23巻一食肉、家禽及び乳製品**

コメント期限：2022年7月29日



# 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B23 巻一食肉、家禽及び乳製品

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) before submitting your letter.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]  
付録 B 産業別開示要求  
B23 巻一食肉、家禽及び乳製品

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) までご連絡いただきたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

**© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.**

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## はじめに

---

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、SASB スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている SASB スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、SASB スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

## 食肉、家禽及び乳製品

### 産業に関する記述

「食肉、家禽及び乳製品」産業は、人及び動物が消費するための、肉、卵及び乳製品を含む、生の又は加工された動物製品を生産する。主要な活動には、動物の飼育、屠殺、加工、及び梱包が含まれる。この産業の最も大規模な企業は国際的に事業を展開しており、生産する動物の種類によって垂直的に統合されている程度はさまざまである。産業の大規模な事業者は典型的には動物の仕入れにあたり契約農家又は独立の農家に依存しており、これらの農家の事業に対する統制の程度はさまざまである。この産業は、主として製品を、「加工食品」産業、並びに、飲食店、家畜とペットの餌の消費者、及び食料品店を含む主要な最終市場に完成品を流通させる小売りの流通業者に販売している。

### サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
温室効果ガス排出	グローバルでのスコープ1総排出	定量	CO <sub>2</sub> 換算メートルトン(t)	FB-MP-110a.1
	スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	説明及び分析	該当なし	FB-MP-110a.2
エネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ(%)	FB-MP-130a.1
水管理	(1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	定量	千立方メートル(m <sup>3</sup> )、パーセンテージ(%)	FB-MP-140a.1
	水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明	説明及び分析	該当なし	FB-MP-140a.2

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
	水質の許可、基準及び規制に関連する違反事案 (incidents of non-compliance) 件数	定量	数	FB-MP-140a.3
土地利用及び生態系への影響 (impacts)	動物の排泄物及び堆肥の発生量、養分管理計画により管理した割合	定量	メートルトン(t)、パーセンテージ (%)	FB-MP-160a.1
	<del>Natural Resources Conservation Service (NRCS)</del> の保全計画規準により管理している牧草地及び放牧地の割合	定量	ヘクタールのパーセンテージ (%)	FB-MP-160a.2
動物及び飼料の調達	ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の割合	定量	重量のパーセンテージ (%)	FB-MP-440a.1
	ベースライン水ストレスが「高い」地域又は「極めて高い」地域にいる生産者との契約の割合	定量	契約のパーセンテージ (%)	FB-MP-440a.2
	気候変動によって飼料調達及び家畜供給にもたらされる機会及びリスクを管理する戦略についての説明	説明及び分析	該当なし	FB-MP-440a.3

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
加工及び製造設備の数	定量	数	FB-MP-000.A
カテゴリー別の動物性タンパク質生産、外部委託の割合 <sup>29</sup>	定量	種々, パーセンテージ (%)	FB-MP-000.B

<sup>29</sup> FB-MP-000.B に関する注記 – 動物性タンパク質生産のカテゴリーは、動物 (例: 鶏肉、豚肉、牛肉) 又は製品タイプ (例: 牛乳、殻付き卵) (又はこの両方) に基づく場合がある。測定単位は、動物又は製品のカテゴリー (例: メートルトン、数/頭、ガロン) に適合していなければならない。

## 温室効果ガス排出

### トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業は、家畜及びエネルギー集約型産業プロセスの両方から、重大な (significant) スコープ 1 の温室効果ガス (GHG) 排出を生み出している。GHG 排出は気候変動の一因となり、気候変動の緩和方針により、追加の規制遵守コスト並びに食肉、家禽及び乳製品企業に対するリスクをもたらす。この産業の排出の大部分は、腸内発酵中のメタンの放出による動物自身から、並びに、堆肥の貯蔵及び処理から、直接発生する。家畜の飼育及び生産からの直接排出は、米国及び世界の両方のすべての発生源間で放出される GHG 総排出の重大な (significant) 部分を占める。これらの排出源は現在広く規制されているわけではないため、この業界の GHG 規制の将来については不確実性がある。この産業の企業はまた、エネルギー需要を満たすために大量の化石燃料を使用し、直接的な GHG 排出を生み出し、規制リスクから受ける影響がますます大きくなっている。将来の排出規制により、オペレーション・コスト又は規制遵守コスト (又はこの両方) が増加する可能性がある。動物の排出を捕捉する新しい技術を実装し、エネルギー効率に焦点を当てることで、企業は規制リスク及び変動しやすいエネルギーコストを軽減すると同時に、GHG 排出を制限できる。

### 指標

#### FB-MP-110a.1. グローバルでのスコープ 1 総排出

- 1 企業は、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス (GHG) — 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) 及び三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>) — のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス (GHG) の大気への総排出を開示しなければならない。
  - 1.1 すべての GHG 排出は、CO<sub>2</sub> 換算メートルトン単位で合算し、開示しなければならない。公開されている 100 年間の時間軸の地球温暖化係数 (GWP: global warming potential) の値に従って計算しなければならない。現時点の GWP 値の推奨ソースは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書 (2014) である。
  - 1.2 総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出された GHG をいう。
- 2 スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されており、これに従って計算しなければならない。
  - 2.1 認められる計算方法には、基礎的な参考文献として GHG プロトコルに従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例として以下を含むが、これらに限定されない。
    - 2.1.1 GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry (国際航空宇宙環境グループ (IAEG) 発行)

- 2.1.2 Greenhouse Gas Inventory Guidance : 固定燃焼源からの直接排出  
(米国環境保護庁 (EPA) 発行)
  - 2.1.3 India GHG Inventory Program
  - 2.1.4 ISO 14064-1
  - 2.1.5 Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions  
(IPIECA 発行 第 2 版 (2011 年))
  - 2.1.6 Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from  
waste management activities (Entreprises pour l'Environnement  
(EpE) 発行)
- 2.2 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示しなければならない。その方法は、一般的に、GHG プロトコルで定義する「財務上の支配」アプローチ、並びに気候開示基準委員会 (CDSB) によって公表された「環境情報、自然資本、及び関連する事業への影響の報告のための CDSB フレームワーク」(2018 年 4 月) の REQ-07「組織の境界」に記載されている方法と整合している。
- 3 企業は、前報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更 (又はこれらの複数のもの) 等によるものを含む。
  - 4 現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告方法 (例: 国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある。ただし、主要な開示は上述のガイドラインに従わなければならない。
  - 5 企業は、データが連続排出量監視システム (CEMS)、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうか等、排出量開示の計算方法について説明する場合がある。

**FB-MP-110a.2. スコープ 1 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明**

- 1 企業は、スコープ 1 温室効果ガス (GHG) 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画について説明しなければならない。
  - 1.1 スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル: 企業会計および報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されている。
  - 1.2 温室効果ガス (GHG) 排出の範囲には、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス—二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) 及び三フッ化窒素 (NF<sub>3</sub>) —が含まれる。
- 2 企業は、排出削減目標について説明し、関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。
  - 2.1 排出削減目標の範囲 (例: 目標が適用される総排出量の割合)
  - 2.2 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母

- 2.3 基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。
  - 2.4 削減活動のタイムライン（開始年、目標年及び基準年を含む）
  - 2.5 目標を達成するためのメカニズム
  - 2.6 目標年の排出量若しくは基準年の排出量が遡及的に再計算された（若しくは再計算される可能性がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況
- 3 企業は、計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限要因について説明しなければならない。
  - 4 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について、それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に関連しているのか等について説明しなければならない。
  - 5 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、地域、国、国際、又は、セクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制（EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム等）に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かを説明しなければならない。
  - 6 戦略、計画又は削減（又はこれらの複数のもの）の目標の開示は、報告期間中に進行中（活動中）であった又は完了した活動に限定しなければならない。

## エネルギー管理

### トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業は、価値創造のための重要なインプットとして購入した電力及び燃料に大きく依存している。企業のオペレーションにおける電力及び化石燃料の使用は、直接的及び間接的な温室効果ガス（GHG）の排出をもたらす、気候変動及び汚染など環境に影響（impacts）を及ぼしている。購入電力は、食肉、家禽及び乳製品企業にとって重大な（significant）オペレーション・コストである。購入した燃料及び電力は総生産コストの重大な（significant）部分を占めるため、この産業において競争上の優位性を維持するには、効率的なエネルギー使用が不可欠である。代替燃料の使用、再生可能エネルギー、及び、自家（on-site）発電が電力系統からの電力購入かに関する意思決定をすることにより、エネルギー供給コストを下げ、信頼性を向上させることができる。

### 指標

#### FB-MP-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
  - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した（自己生成の）エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
  - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
  - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、~~米国エネルギー省（DOE）~~、又は~~米国エネルギー情報局（EIA）~~から取得した、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
  - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
  - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
  - 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電

力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合）を含める。

- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）し（すなわち売却せず）、取消し（retire）又は無効化（cancel）する必要がある。
  - 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持（retain）又は交換（replace）し、取消し（retire）又は無効化（cancel）する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
  - 3.3.3 企業の支配又は影響（influence）の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、~~水力源及び~~バイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
  - ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム（ATFS））で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0（2017 年）若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）において適格となる材料（又はこれらの複数のもの）に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量（バイオ燃料を含む）の HHV の使用及びキロワット時（kWh）の GJ への変換（太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合）等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

## 水管理

### トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業は、家畜の飼育及び工業加工の両方で水を大量に消費する。さらに、この業界の企業は通常、動物の生産活動及び処理活動の両方から廃水又は排水を生み出す。人口増加、1人当たりの消費量の増加、水管理の不備及び気候変動により、水不足が重要な (importance) 問題となっているため、この産業の企業は、生産減少につながる水不足又は規制 (又はこの両方) によりオペレーション・コストの増加又は売上の喪失 (又はこの両方) に直面する可能性がある。企業は、水不足リスクに関連する設備投資及び施設の場所の評価、オペレーション効率の改善、並びに水へのアクセス及び排水に関連する規制当局及び地域社会とのパートナーシップを通じて、水関連のリスク及び機会を管理できる。

### 指標

#### FB-MP-140a.1. (1)総取水量、(2)総消費水量、及びそれらのベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合

- 1 企業は、すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 1.1 水資源には、地表水 (湿地、河川、湖及び海からの水を含む)、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水を含める。
- 2 企業は、例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである場合、その供給を水源別に開示する場合がある。
  - 2.1 淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある。法令による定義がない場合、淡水は、米国地質調査所によると百万分の 1,000 未満の溶解固形物を含む水とみなさなければならない。
  - 2.2 米国の全国主要飲料水規制各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなすことができる。
- 3 企業は、オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示しなければならない。
  - 3.1 消費水量は以下のとおりに定義する。
    - 3.1.1 取水、使用及び排水中に蒸発する水
    - 3.1.2 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水
    - 3.1.3 その他、取水源と同じ集水域に戻らない水 (別の集水域又は海に戻る水など)
- 4 企業は、すべてのオペレーションにおける水リスクを分析し、世界資源研究所 (WRI) の水リスクアトラス (Water Risk Atlas) ツールである Aqueduct (アキダクト) によって、ベースライン水ストレスが「高い (40~80%)」又は「極めて高い (>80%)」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別しなければならない。
- 5 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合で開示しなければならない。

- 6 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合で開示しなければならない。

**FB-MP-140a.2. 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明**

- 1 企業は、取水、水消費並びに排水又は廃水（又はこの両方）に関連する水管理リスクを記述しなければならない。
- 1.1 取水及び水消費に関連するリスクには、十分に清潔な水資源の入手可能性に対するリスクを含める。また以下を含むが、これらに限定されない。
- 1.1.1 環境面での制約 — 水ストレス地域での営業、干ばつ、水生生物の閉込め又は巻込の懸念、経年変動又は季節変動、及び気候変動の影響によるリスク等
- 1.1.2 規制及び財務上の制約 — 水道料金の変動、取水に関連するステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織及び規制当局からのもの）、他の水利用者との直接的な競合及び影響（**impact**）（例：企業及び地方自治体の水利用者）、規制による取水制限、並びに水利権又は許可を取得及び保持する企業的能力に対する制約
- 1.2 水又は廃水（又はこの両方）の排出に関連するリスクは、排出に関連する権利又は許可の取得、排出に関連する規制への準拠、排出に対する制約、排水の温度管理を維持する能力、賠償又は風評リスク（又はこの両方）、並びに、排水に関連する規制及びステークホルダーの認識及び懸念（例：地域社会、非政府組織、規制機関の組織）による営業コストの増加を含むが、これらに限定されない。
- 2 企業は、以下の文脈において水管理リスクを記述する場合がある。
- 2.1 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む）、地下水、企業が直接収集及び貯留した雨水、並びに地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水又は廃水などの水源によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
- 2.2 地表水、地下水又は廃水処理施設などの排出先によって、リスクがどのように異なる場合があるか。
- 3 企業は、水管理リスクがオペレーションに及ぼす潜在的な影響（**impacts**）及びそのようなリスクが顕在化すると予想される時期について説明する場合がある。
- 3.1 影響（**impacts**）には、コスト、売上、負債、オペレーションの継続性、風評などを含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、水管理リスクを軽減するための短期及び長期の戦略又は計画について説明しなければならない。これには以下を含むが、これらに限定されない。
- 4.1 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の範囲。例えば、様々な事業単位、地域又は水を消費するオペレーション・プロセスとどのように関係しているかなど。
- 4.2 優先する水管理のゴール又は目標（又はこの両方）、及び、それらのゴール又は目標（又はこの両方）に対するパフォーマンスの分析。

## IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 4.2.1 ゴール及び目標には、取水量の削減、水消費量の削減、排水量の削減、水生生物の閉込の軽減、排水の質の改善及び規制遵守に関するものを含むが、これらに限定されない。
- 4.3 計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）を達成するために必要な活動及び投資並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える可能性のあるリスク又は制限要因。
- 4.4 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）又は完了した活動に限定しなければならない。
- 5 水管理の目標について、企業は追加で以下を開示しなければならない。
  - 5.1 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースである場合は指標の分母。
  - 5.2 開始年、目標年及び基準年を含む、水管理計画のタイムライン。
  - 5.3 以下を含む、目標を達成するためのメカニズム
    - 5.3.1 水のリサイクル又は循環システムの使用（又はこの両方）など、効率化に関する取組み（efforts）
    - 5.3.2 必要な水の量を減らすための製品又はサービスの再設計等の、製品のイノベーション
    - 5.3.3 水生生物への閉込又は巻込の軽減を可能にするような、プロセス及び機器のイノベーション
    - 5.3.4 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及びテクノロジーの使用（例：World Wildlife Fund の Water Risk Filter、Global Water Tool、Water Footprint Network Footprint Assessment Tool）
    - 5.3.5 地域又は他の組織とのコラボレーション又はプログラム
  - 5.4 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である。
- 6 企業は、水管理の実務が、組織内でライフサイクルへの影響（impacts）又はトレードオフを新たにもたらしたかどうかを説明しなければならない。これには、土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む。また、ライフサイクルのトレードオフにも関わらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても説明しなければならない。

### FB-MP-140a.3. 水質の許可、基準及び規制に関連する違反事案（incidents of non-compliance）件数

- 1 企業は、技術ベースの基準への違反（violation）、並びに、定量ベース又は定性ベース（又はこの両方）の基準の超過を含め、違反事例（instances of non-compliance）の総数を開示しなければならない。
- 2 開示の範囲には、国、州及び地方の法的許可及び規制が適用される事案（incidents）を含める。これには、危険物質の排出（discharge）、前処理要件への違反（violation）又は 1 日当たりの総最大負荷量（TMDL）の超過を含むが、これらに限定されない。

- 3 開示の範囲には、正式な執行措置につながった違反事案（incidents of non-compliance）のみを含めなければならない。
  - 3.1 正式な執行措置は、水量又は水質に関する法令（又はこの両方）、規制、政策又は命令への違反（violation）若しくは違反のおそれ（threatened violation）に対処する政府の措置と定義し、行政罰命令、行政命令及び司法措置などにつながる可能性がある。たとえば、~~米国環境保護庁（EPA）は、正式な執行措置の範囲を EPA ウェブサイト上の Informal and Formal Actions, Summary Guidance and Portrayal（非公式及び正式な措置、要約ガイダンス及び記述）において提供している。~~
- 4 違反（violations）は、測定方法又は頻度にかかわらず、開示しなければならない。これには、以下に係る違反（violations）を含む。
  - 4.1 継続的な排出（discharge）、制限、基準及び禁止事項で、一般的に1日当たりの最大値、週平均及び月平均で表されるもの
  - 4.2 非継続的な排出（discharge）及び制限で、一般的に頻度、総質量、最大排出率及び特定の汚染物質の質量又は濃度の観点で表されるもの

## 土地利用及び生態系への影響（impacts）

### トピックサマリー

「食肉、家禽及び乳製品」産業のオペレーションは、主に家畜を飼育するための重大な（significant）土地利用のニーズ、並びに、動物の排泄物による空気、土地及び地下水の汚染のため、さまざまな生態学的影響（impacts）をもたらす。影響（impacts）は異なるが、伝統的なもの及び集中家畜飼養施設（CAFO）の両方は、重大な（significant）生態学的影響（impacts）をもたらす。CAFO 及び畜産物処理施設の主な懸念は、環境に対する大量かつ凝縮された廃棄物及び汚染物質の生成である。施設からの流出及び廃棄物の処理には、重大な（significant）コストがかかっている。広い牧草地を必要とする非 CAFO 動物飼育は、土地資源の物理的な劣化につながる可能性がある。土地利用及び生態学的影響（impacts）は、罰金、訴訟又は施設の拡張若しくは廃棄物排出の許可を得ることの困難の形で法的及び規制上のリスクをもたらす。

### 指標

#### FB-MP-160a.1. 動物の排泄物及び堆肥の発生量、養分管理計画により管理した割合

- 1 企業は、施設で発生した動物の排泄物及び堆肥の発生量の総量をメートルトン単位で開示しなければならない。
  - 1.1 動物の排泄物及び堆肥の範囲には、乾燥及び液体の両方の排泄物及び堆肥を含める。
- 2 企業は、養分管理計画を導入する施設から発生した動物の排泄物及び堆肥の割合について、動物の排泄物及び堆肥の発生量の総量で除して開示しなければならない。
  - 2.1 養分管理計画は、すべての堆肥の生成、収集、処理、保管及び農業利用に対処する文書化された管理慣行と定義する。
  - 2.2 養分管理計画は、少なくとも以下を含む、~~天然資源保護局（NRCS）包括的養分管理計画（CNMP）~~以下の最低限の具体的な要素を満たしていなければならない。
    - 2.2.1 背景及び現場情報
    - 2.2.2 堆肥及び廃水の取扱い及び保管
    - 2.2.3 農場の安全及びセキュリティ
    - 2.2.4 土地処理の実務
    - 2.2.5 土壌及びリスク評価分析
    - 2.2.6 ~~養分管理保全実践（Code 590）~~の基準に従った養分管理
    - 2.2.7 記録管理
    - 2.2.8 参照
- 3 開示の範囲には、企業が所有及び運営する施設、動物生産を委託している施設（例：独立した生産者）、及びその他の方法で企業に動物性タンパク質を供給する施設（例：企業による処理のため）を含める。
- 4 開示の範囲には、生産区域及び土地処理区域を含める。

- 4.1 生産区域には、動物の閉込区域、飼料及びその他の原材料の保管区域、動物死骸処理施設、及び堆肥処理の収容区域又は保管区域を含める。
- 4.2 土地処理区域には、所有しているか、レンタルしているか、又はリースしているかに関係なく、堆肥又は処理廃水が、作物、干し草若しくは牧草の生産又はその他の用途に適用される、又は適用されるかもしれない、企業又はその契約サプライヤー（例：独立した生産者）（又はこの両方）の管理下にある土地を含める。

#### FB-MP-160a.2. Natural Resources Conservation Service (NRCS)の保全計画規準により管理している牧草地及び放牧地の割合

- 1 企業は、合衆国農務省 (USDA) ~~Natural Resources Conservation Service (NRCS)の適用される法域の~~保全計画の規準により管理している牧草地及び放牧地の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 ~~土地は、その管理が、National Planning Procedures Handbookで説明されている計画プロセスと、National Range and Pasture Handbook (NRPH)、USDA NRCS, Grazing Lands Technology Institute Revision 1、2003年12月に概説されている管理慣行に従っている場合、NRCS保全計画基準に従って管理されていると見なされる。~~  
その割合は、適用されるNRCS保全計画規準に従って管理されている牧草地及び放牧地の面積について、牧草地及び放牧地の合計面積で除して計算しなければならない。
  - 1.2 保全計画は、天然資源の持続可能な管理を促進することを目的とした法域の基準又は規制であり、土壌、水、大気、及び関連する動植物資源を含むが、これらに限定されない。
- 2 開示の範囲には、NRPHにより放牧地として定義される土地を含める。放牧地とは、歴史的な極相植物群落が主に草、草のような植物、草本、又は低木である土地であり、その植生の日常的な管理が主に放牧の操作によって達成される場合の、自然に又は人工的に再緑化される土地が含まれ、放牧された森林、環境に対応した牧草地、放牧地、干し草地、及び放牧されて干し草がかけられた農地を含む。
  - 2.1 開示の範囲には、企業が所有及びオペレーションを行う土地、企業が動物生産を契約するオペレーション（例：独立した生産者）、及びその他の方法で企業に動物性タンパク質を供給するオペレーション（例：企業による処理のため）を含む
- 3 企業は、計算に用いた法域の基準又は規則を開示しなければならない。

## 動物及び飼料の調達

### トピックサマリー

食肉、家禽及び乳製品企業は、動物種に応じて、さまざまなサプライヤーから動物及び動物飼料を調達している。望ましい価格で動物及び動物飼料を確実に調達できるこの産業の能力は、気候変動、水不足、土地管理及びその他の資源不足の考慮事項によって影響を受ける (affects) 場合がある。資源をあまり必要とせず、気候変動及びその他の資源不足リスクへの適応を積極的に管理するサプライヤーを選択して協力する企業は、潜在的な価格変動及び供給の混乱から受ける影響を低減できる。さらに、企業はブランドの評判を高め、新しい市場機会を開拓する場合がある。調達リスクを効果的に管理しないことにより、資本コストが高くなり、マージンが減少し、売上成長率が抑制されることにつながる可能性がある。

### 指標

#### FB-MP-440a.1. ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の割合

- 1 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 動物飼料には、大豆ミール、コーンミール及びその他の穀物、並びに家畜に提供するその他の飼料を含むが、飼い葉は除外する。
- 2 開示の範囲には、企業が栽培した飼料又は製造した飼料（又はこの両方）及び企業が購入した飼料を含む。
- 3 この割合は、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域から調達した動物飼料の重量について、企業が調達した動物飼料の総重量で除して計算しなければならない。
  - 3.1 企業は、世界資源研究所（WRI）水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）によって、「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」ベースライン水ストレスのある場所として分類された場所から調達した動物飼料を識別しなければならない。

#### FB-MP-440a.2. ベースライン水ストレスが「高い」地域又は「極めて高い」地域にいる生産者との契約の割合

- 1 企業は、ベースライン水ストレスが「高い」地域又は「極めて高い」地域にいる生産者との契約の割合を開示しなければならない。
  - 1.1 契約生産者（又は栽培者）は、企業が契約を締結している当事者であり、これに基づいて、当該当事者は通常、支払いの見返りとして、施設、労働力、設備、及び企業が所有する家畜の世話を提供することに同意する。
- 2 この割合は、水ストレス地域にある企業に関連する契約の価値について、動物性タンパク質の契約生産に関連する契約の合計価値で除して計算しなければならない。

- 2.1 企業は、世界資源研究所（WRI）水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールである Aqueduct（アキダクト）によって、「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」ベースライン水ストレスのある場所として分類された場所で取水して消費する契約生産者を識別しなければならない。

### FB-MP-440a.3. 気候変動によって飼料調達及び家畜供給にもたらされる機会及びリスクを管理する戦略についての説明

- 1 企業は、気候変動シナリオによって飼料調達及び家畜供給にもたらされるリスク又は機会（又はこの両方）について説明しなければならない。
  - 1.1 飼料調達のリスク及び機会には、動物飼料生産の栽培、製粉及びその他の処理、並びに輸送段階におけるものを含む。
  - 1.2 家畜生産のリスク及び機会には、繁殖、放牧、肥育場、屠殺、処理、並びに、生きた動物及び処理された動物性タンパク質製品の流通及び輸送を含む、動物性タンパク質を市場に投入するすべてのライフサイクル段階に影響を与える（affecting）ものを含む。
- 2 企業は、気候変動によって生じるリスクを特定する場合がある。これには、水の入手可能性、放牧地の質の変化、病気の移動及びより頻繁に起こる異常気象を含むが、これらに限定されない。
- 3 企業は、気候変動シナリオがどのように顕在化するか（例：それらが企業のサプライ・チェーンに影響を与える時点）、各種類の飼料（例：大豆ミール、コーンミール及びその他の穀物、又は干し草）又は家畜（例：肉用牛、乳用牛、豚又は家禽）がどのように影響を受ける（affected）場合があるか、及びその他のオペレーション条件（例：輸送及び物流又は物理的インフラ）がどのように影響を受ける（affected）かについて説明する場合がある。
- 4 企業は、気候変動の影響（impacts）を評価及び監視する取組み（efforts）、及び、リスクに適応又は機会を認識するために採用する関連戦略について説明しなければならない。
  - 4.1 飼料の戦略には、保険の利用、ヘッジ手段への投資、サプライ・チェーンの多様化、並びに、生態系及び生物多様性の管理を含むが、これらに限定されない。
  - 4.2 家畜の戦略には、保険の利用、ヘッジ手段への投資、サプライ・チェーンの多様化、生態系及び生物多様性の管理、並びに耐性のある家畜品種の開発を含むが、これらに限定されない。
- 5 企業は、リスク及び機会が実現する可能性、財務結果及び営業状況への影響（impact）の予想される大きさ、及びそのようなリスク及び機会が顕在化すると予想される期間について説明する場合がある。
- 6 企業は、これらのシナリオを開発するために使用される方法又はモデルについて説明する場合がある。これには、グローバル・グリッド・クロープ・モデル（global gridded crop model）又は政府及び非政府組織によって提供される科学研究（例：気候変動に関する政府間パネルの気候変動シナリオプロセス）の使用を含める。
- 7 開示の範囲には、企業のオペレーションに対する気候変動の影響（impact）を含むが、企業の戦略並びにオペレーションを通じて発生する温室効果ガス（GHG）排出の軽減に関連するリスク及び機会は除外する（FB-MP.110a.2 で対処されている）。